

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（行情）諮問第345号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行情）答申第673号）

事件名：社会保障・税番号制度に係る情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務中の基本設計過程における納入成果物のうち基本設計書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる24文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月8日付け閣副第81号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成28年1月1日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号（以下「マイナンバー」と呼ぶ。）の運用が開始され、さまざまな行政手続で使われるようになった。一方で国民の間には、事故により個人情報流出するのではないかとといった懸念が表明されている。実際に、運用開始から間がないのに、すでに次のような事故が発生している。

- ・ 各地の自治体で、マイナンバー通知カードの誤配送が散発した。（運用前）
- ・ 地方公共団体情報システム機構で断続的に不具合が発生し、マイナンバーカードの発行ができなくなった。
- ・ 特定事業者が国の通知に反し、マイナンバーを本人確認の用途に使用した。
- ・ 特定市Aと特定市Bに在住の別の男性に、同一のマイナンバーを発行（マイナンバー自体の不具合ではないが、運用に影響のおそれ）

主権者たる国民は「マイナンバーシステムが適切に運用されるか否か」を評価する当然の権利を持っている。人が運用するシステムにミスはつきものにせよ、事故時のリスク評価を行い重大インシデントが発生しないようにすることはシステム運用上の必須事項であり、設計の概要を知ること

はそのための大前提である。

また、今日の情報工学の教えるところによれば、情報の安全は適切な秘匿化・暗号化を行い、暗号化キーを開示しないことによって担保されるべきものであって、設計を秘匿することはセキュリティの基本要件を満たさないものとされている（ケルクホフスの原理「the enemy knows the system」）。本件不開示決定にある「公にすることにより、システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある」は理由を欠く。

以上から、本件不開示決定は、（１）主権者たる国民の「知る権利」を奪う点でも、（２）セキュリティ要件たり得ないという点でも、不適切である。

第3 諮問庁の説明

1 理由説明書

（１）本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「社会保障・税番号制度に係る情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務中の基本設計過程における納入成果物のうち、基本設計書の一式」の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法5条4号に該当することを理由に原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、行政機関間の特定個人情報に係る情報連携の中核を担うシステムである情報提供ネットワークシステムと連携し、国民がインターネット経由で行政機関が保有する自らの情報の確認等を行うことができる情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）の基本設計工程において受託事業者から納品された成果物であり、当該システムの業務の流れ、セキュリティ対策をはじめとしたシステムの構成、仕様、機能等の重要事項が記された文書である。

（３）原処分の妥当性について

マイナポータルは、多数の国の機関や全ての地方公共団体等と接続される情報提供ネットワークシステムと接続する大規模なシステムであることに加え、取り扱う情報が日本国の住民の特定個人情報であることを考慮すると、セキュリティ対策をはじめとしたシステム設計内容の開示に当たっては、万が一の事態も想定した上で慎重に対応を検討することが必要である。

また、セキュリティ対策技術が日々陳腐化する一方で、企業、政府機関等を標的としたサイバー攻撃が高度化・巧妙化している状況を踏まえ、

本件対象文書を開示することにより、次の事態を引き起こすおそれがある。

ア 業務の流れ、セキュリティ対策をはじめとしたマイナポータル構成、仕様、機能等が明らかになることで、マイナポータルに不正アクセス等を試みようとする者に対し、本件対象文書を基にして攻撃対象、攻撃方法等の具体的検討を助長することにつながり、ひいては不正アクセス等の違法行為を惹起することが容易になる。

イ マイナポータルへの不正アクセスを企図している者に加え、その他のコンピュータシステムへ不正アクセスを行おうとする者に対しても、関心と呼び、明確な目的意識を芽生えさせることにもなりかねず、結果としてマイナポータルへの不正アクセスが増加し、システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれが高まる。

ウ ア及びイの結果としてマイナポータルに係る情報の改ざん、破壊、流出、プログラムの改変等の不正行為を行うことを容易にし、あるいは誘発するおそれがあり、このようなことが起きた場合の社会的影響は図り難いものとなる。また、不正アクセスが成功しない場合でも、例えば通信容量をあふれさせる攻撃を受ける機会が増加し、正常な通信が不通となり、システムの安定稼働を損なうなどの影響を受けるおそれが高まる。

エ 日本国の住民の個人情報扱うシステムの基本設計という重要情報を開示することで、マイナンバー制度そのものの安全・安心の確保に対する国民の信用が低下するとともに、情報流出の不安を助長することにつながる。

なお、本件対象文書は複数の文書により構成されているが、実際のシステム設計に直結したものであり、「公にすることにより犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」文書に全てが該当するため、不開示情報に該当しない部分を区別することはできない。

以上の理由により、「公にすることにより犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことから、当該文書は法5条4号に該当する不開示情報に該当するため、当該文書を不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分について、

平成28年1月1日より、マイナンバーの運用が開始され、さまざまな行政手続で使われるようになった。一方で国民の間には、事故により個人情報が流出するのではないかとといった不安や、番号を通じて行政府

が個人情報の不適切な扱いをするのではないかといった懸念が表明されている。実際に、運用開始から間がないのに、すでに次のような事故が発生している。

- ・ 各地の自治体で、マイナンバー通知カードの誤配送が散発した。（運用前）
- ・ 地方公共団体情報システム機構で断続的に不具合が発生し、マイナンバーカードの発行ができなくなった。
- ・ 特定事業者が国の通知に反し、マイナンバーを本人確認の用途に使用した。
- ・ 特定市Aと特定市Bに在住の別の男性に、同一のマイナンバーを発行（マイナンバー自体の不具合ではないが、運用に影響の恐れ）

主権者たる国民は「マイナンバーシステムが適切に運用されるか否か」を評価する当然の権利を持っている。人が運用するシステムにミスはつきものにせよ、事故時のリスク評価を行い重大インシデントが発生しないようにすることはシステム運用上の必須事項であり、設計の概要を知ることはそのための大前提である。

また、今日の情報工学の教えるところによれば、情報の安全は適切な秘匿化・暗号化を行い、暗号化キーを開示しないことによって担保されるべきものであって、設計を秘匿することはセキュリティの基本要件を満たさないものとされている（ケルクホフスの原理「the enemy knows the system」）。本件不開示決定にある「公にすることにより、システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある」は理由を欠く。

以上から、本件不開示決定は、（１）主権者たる国民の「知る権利」を奪う点でも、（２）セキュリティ要件たりえないという点でも、不適切である。

ことを理由に、原処分 of 取消しを求めている。

しかしながら、上記（３）のとおり、原処分において不開示とした情報は法5条4号に該当することから、審査請求人の主張は認められない。

「（１）主権者たる国民の「知る権利」を奪う点」については、本件対象文書を開示することにより、上記（３）で記載したような様々な事態を誘発し、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある以上、当該システムの重要事項が記載された本件対象文書を一般に開示することは適切ではない。

「（２）セキュリティ要件たりえないという点」については、不正なアクセスが成功しないよう万全を尽くすことは当然であるが、審査請求人が主張するように情報の安全を暗号化キーを開示しないことによつてのみ最終的に担保するのではなく、その他の重要事項についても公にし

ないことが、さらなる情報の安全を図ることにつながるものであり、「設計を秘匿することはセキュリティの基本要件を満たさない」とする審査請求人の主張は妥当性を欠く。

(5) 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条4号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分維持が適当であると考えます。

2 補充理由説明書

平成28年(行情)諮問第345号に係る補充理由説明事項等について、下記のとおり説明する。

(1) 本件対象文書を構成する24文書の名称について

別紙のとおり

(2) 24文書それぞれの不開示理由について

ア 文書1(画面設計規約、帳票設計規約、メッセージ規約)

文書1は、情報提供等記録開示システム(以下「本システム」という。)の画面、帳票及びメッセージの統一化をはかるため、各仕様を規約としてまとめたものである。

このうち、別表1の文書1に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの画面、帳票に係る技術的事項が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、画面、帳票からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、当該者による本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

また、変更履歴のうち、「変更者」欄には、変更を加えた担当者名が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当するため、不開示とした。

イ 文書2(コード規約)

文書2は、本システムのソフトウェア開発プロジェクトにおいて、業務、機能を識別するためのID付与ルールを規約としてまとめたものである。

このうち、別表1の文書2に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの業務、機能に係る内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不

法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 文書3（開発ドキュメント一覧／フォーマット／記載要領）

文書3は、基本設計及び詳細設計で作成する開発ドキュメントの一覧、様式フォーマット及びドキュメント記載要領を示したものである。

このうち、別表1の文書3に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムに関するドキュメント類に記載すべき内容や、実際の画面、帳票で用いる項目名称等が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのような情報が本システム上のどこにどのような形式で格納されているかを推測され本システムへの侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 文書4（画面概要設計書）

文書4は、本システムで用いる画面（本システムで用いる画面は、システム運用者が操作する画面のみである。）について、画面構成、画面項目、画面遷移及び画面で実行するアクション等、画面の設計及び当該画面で実現する機能概要を示すものである。

このうち、別表1の文書4に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの画面に関係する技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム画面及び機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関

の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 文書5（画面概要設計書（認証連携編））

文書5は、本システムで用いる画面（本システムで用いる画面は、システム運用者が操作する画面のみである。）について、画面構成、画面項目、画面遷移及び画面で実行するアクション等、画面の設計及び当該画面で実現する機能のうち認証連携に係る概要を示すものである。

このうち、別表1の文書5に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの画面に関する技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム画面及び機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 文書6（帳票概要設計書）

文書6は、本システム全体で用いる各種帳票類のイメージ、レイアウト、帳票上の各項目を示すものである。

このうち、別表1の文書6に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの帳票設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、帳票設計からシステム機能を推測されどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

キ 文書7（ユースケース設計書）

文書7は、本システムで取り扱う各業務についてシステム機能、アクター、外部システムとの関連フローを示すものである。

このうち、別表の文書7に掲げる部分を新たに開示することとする。他方、その余の部分については、本システムの業務フローに係る技

術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、業務フローからどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 文書8（ユースケース設計書（認証連携編））

文書8は、本システムで取扱う各業務のうち認証連携に係るシステム機能、アクター、外部システムとの関連フローを示すものである。

このうち、別表1の文書8に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの業務フローに係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、業務フローからどの部分を攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ケ 文書9（機能概要設計書（制御系機能））

文書9は、本システムで実現する機能について機能名、機能概要、業務フローとの対応及び各機能の処理内容を示すものである。

このうち、別表1の文書9に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの機能設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

コ 文書10（機能概要設計書（制御系機能）認証連携編）

文書10は、本システムで実現する機能のうち認証連携に係る機能

名，機能概要，業務フローとの対応及び各機能の処理内容を示すものである。

このうち，別表１の文書１０に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムの機能設計に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすい等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防，その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

サ 文書１１（テーブル定義書）

文書１１は，本システムで用いるテーブルについて，テーブル名，概要説明，データ件数，テーブル項目名，データ型等を示すものである。

このうち，別表１の文書１１に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムのテーブル設計に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，どのようなテーブルが存在し，どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

シ 文書１２（テーブル定義書（認証連携編））

文書１２は，本システムで用いるテーブルのうち認証連携に係るテーブル名，概要説明，データ件数，テーブル項目名，データ型等を示すものである。

このうち，別表１の文書１２に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムのテーブル設計に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，どのような

テーブルが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ス 文書13（データ概要設計書）

文書13は、本システムで用いるデータ項目について、項目名、データ型、項目説明を示すものである。

このうち、別表1の文書13に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのデータ設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなデータが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

セ 文書14（データ概要設計書（認証連携編））

文書14は、本システムで用いるデータ項目のうち認証連携に係る項目名、データ型、項目説明を示すものである。

このうち、別表1の文書14に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのデータ設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなデータが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ソ 文書15（ファイル概要設計書）

文書15は、本システムで用いるファイルについて、ファイル名、ファイル説明、入出力の契機、対応帳票名、ファイル上の項目名及び形式を示すものである。

このうち、別表1の文書15に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのファイル設計に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなファイルが存在し、どのような入出力がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

タ 文書16（CRUD図）

文書16は、本システムの機能ごとに各テーブルに対する操作（生成、読取り、更新、削除）を示すものである。

このうち、別表1の文書16に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのテーブル操作に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような契機で情報操作がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

チ 文書17（CRUD図（認証連携編））

文書17は、本システムの機能ごとに各テーブルに対する操作（生成、読取り、更新、削除）のうち認証連携に係る各テーブルに対する操作を示すものである。

このうち、別表1の文書17に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムのテーブル操作に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような契機で情報操作がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関

の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ツ 文書18（外部インターフェイス仕様書）

文書18は、本システムが外部のシステムと連携して実現する機能について、システム間連携を行うに当たり必要な、外部インターフェイス仕様、通信仕様、電文仕様を示すものである。

このうち、別表1の文書18に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの外部システムとの連携に係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、外部システムとの連携が明らかとなる等の、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

テ 文書19（情報提供等記録開示システムとの接続に向けた機関向け設計ガイド）

文書19は、本システムと接続する自治体等情報保有機関のシステム向けに本システムの機能を示すものである。本システム固有のインターフェイス仕様について示すものである。

このうち、別表1の文書19に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムの機能、インターフェースに係る技術的内容が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能、インターフェースが明らかとなる等の、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ト 文書20（情報提供等記録開示システムとのID連携に向けた外部連携先向け設計ガイド）

文書20は、本システムと、本システムと連携が可能な外部連携先システムが、アイデンティティ連携（ID連携）する場合に、外部連携先システム側の設計に際して必要となるサービス要件、システ

ム機能要件，外部インターフェースを示すものである。

このうち，別表１の文書２０に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムと外部連携先システムとのＩＤ連携に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，外部連携先システムにおけるＩＤ連携に関するシステム設計が明らかとなる等の，侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

ナ 文書２１（セキュリティ概要設計書）

文書２１は，本システムを構成する各機能で実現するセキュリティ対策を設計するにあたり基準として，設計の進め方，情報資産の抽出と評価，脅威分析及び対策を示すものである。

このうち，別表１の文書２１に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システムのセキュリティ設計に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，侵入・破壊方法・手段を具体化する上での直接手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，法５条４号の不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

ニ 文書２２（システム基盤概要設計書）

文書２２は，本システムの基盤に係る業務や運用の各種処理方式，システム構成，データ配置等の設計を行うことを目的に，システム構成，システム基盤，業務・運用処理方式を示すものである。

このうち，別表１の文書２２に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方，その余の部分については，本システム基盤に係る技術的内容が記載されているところ，これを公にすると，本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合，システム基盤がどのようになっているか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり，本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長する

おそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ヌ 文書23（用語の定義）

文書23は、本システム設計・開発で使用する用語の説明を示すものである。

このうち、別表1の文書23に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムで用いる用語が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、用語からシステムが装備する機能が想定され、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ネ 文書24（用語の定義（認証連携編））

文書24は、本システム設計・開発で使用する用語のうち認証連携に係る用語の説明を示すものである。

このうち、別表1の文書24に掲げる部分を新たに開示することとする。

他方、その余の部分については、本システムで用いる用語が記載されているところ、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、用語から本システムが装備する機能が想定され、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなり、本システムへの侵入・破壊といった犯罪を助長するおそれがある。

以上の点から、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条4号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月16日 審議
- ④ 同年9月12日 本件対象文書の見分及び審議

- ⑤ 同年11月29日 審議
- ⑥ 平成29年1月13日 審議
- ⑦ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「社会保障・税番号制度に係る情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務中の基本設計過程における納入成果物のうち、基本設計書の一式」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として、別紙に掲げる24文書を特定し、その全部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、別表1に掲げる部分について新たに開示としているが、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については、そのうちの一部について不開示理由に法5条1号を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1（画面設計規約、帳票設計規約、メッセージ規約）について

ア 当審査会において文書1を見分したところ、その不開示維持部分のうち、変更履歴中「変更者」欄の記載を除く部分には、本システムの画面の仕様やそれに対する操作の内容等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、画面からどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ また、不開示維持部分のうち、変更履歴中「変更者」欄の記載部分には、変更を加えた事業者の担当者名（姓）が記載されていると認められるところ、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該事業者において、担当者名を公にする慣行はないとのこと

であり、諮問庁のこの説明を覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分については、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2（コード規約）について

当審査会において文書2を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける業務、機能ごとのID付与ルール、付与例等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)アと同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3（開発ドキュメント一覧／フォーマット／記載要領）について

当審査会において文書3を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける機能別の画面の遷移、アクター、管理者が取り扱うデータの単位、形式、所在等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのような情報が本システム上のどこにどのような形式で格納されているかを推測され本システムへの侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)アと同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書4（画面概要設計書）について

当審査会において文書4を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いる画面の、画面構成、画面項目、画面遷移及び画面で実行するアクション等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム画面及び機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすい

か等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（５）文書５（画面概要設計書（認証連携編））について

当審査会において文書５を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いる画面の、画面構成、画面項目、画面遷移及び画面で実行するアクション等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム画面及び機能内容からどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（６）文書６（帳票概要設計書）について

当審査会において文書６を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける機能、管理者が取り扱うデータの単位、形式、所在等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能を推測されどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（７）文書７（ユースケース定義書）について

当審査会において文書７を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの業務ごとの機能、アクター、外部システムとの関連フロー等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、業務フローからどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（８）文書８（ユースケース定義書（認証連携編））について

当審査会において文書 8 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの認証連携に係る業務ごとの機能、アクター、外部システムとの関連フロー等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、業務フローからどの部分を攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（９）文書 9（機能概要設計書（制御系機能））について

当審査会において文書 9 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで実現する機能の名称、概要、業務フローとの対応関係等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１０）文書 10（機能概要設計書（制御系機能）認証連携編）について

当審査会において文書 10 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで実現する認証連携に係る機能の名称、概要、業務フローとの対応関係等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能から判断しどのように攻撃すれば侵入しやすいか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１１）文書 11（テーブル定義書）について

当審査会において文書 11 を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いるテーブルの名称、概要説明、データ件数、テーブル項目名、データ型等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場

合、どのようなテーブルが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１２）文書１２（テーブル定義書（認証連携編））について

当審査会において文書１２を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いる認証連携に係るテーブルの名称、概要説明、データ件数、項目名、データ型等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１３）文書１３（データ概要設計書）について

当審査会において文書１３を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いるデータ項目の名称、データ型、項目説明等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなデータが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１４）文書１４（データ概要設計書（認証連携編））について

当審査会において文書１４を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムで用いる認証連携に係るデータの項目名、データ型、項目説明等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなデータが存在し、どのような情報が格納されるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(15) 文書15 (ファイル概要設計書) について

当審査会において文書15を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムにおける機能の内容、管理者が取り扱うデータの単位、形式、所在等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなファイルが存在し、どのような入出力がなされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)アと同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(16) 文書16 (CRUD図) について

当審査会において文書16を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの各テーブルの名称及びそれらに対し行うことができる操作(生成, 読取り, 更新及び削除)の内容が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような契機で情報操作がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)アと同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(17) 文書17 (CRUD図(認証連携編)) について

当審査会において文書17を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの認証連携に係る各テーブルの名称及びそれらに対し行うことができる操作(生成, 読取り, 更新及び削除)の内容が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、どのようなテーブルが存在し、どのような契機で情報操作がされるか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記(1)アと同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(18) 文書18 (外部インターフェイス仕様書) について

当審査会において文書18を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムと外部システムとの連携に関するインターフェイス、通

信、電文、ファイルの仕様等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、外部システムとの連携が明らかとなる等の、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（１９）文書１９（情報提供等記録開示システムとの接続に向けた機関向け設計ガイド）について

当審査会において文書１９を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムの概要、主な業務とその機能、インターフェイスの要件等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム機能、インターフェイスが明らかとなる等の、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２０）文書２０（情報提供等記録開示システムとのＩＤ連携に向けた外部連携先向け設計ガイド）について

当審査会において文書２０を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムと連携する外部連携先システム側の設計に必要となるサービス要件、システム機能要件、外部インターフェイスの要件等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、外部連携先システムにおけるＩＤ連携に関するシステム設計が明らかとなる等の、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２１）文書２１（セキュリティ概要設計書）について

当審査会において文書２１を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムのセキュリティ設計の進め方、情報資産の抽出と評価、脅威分析、対策等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公

にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での直接の手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２２）文書２２（システム基盤概要設計書）について

当審査会において文書２２を見分したところ、その不開示維持部分には、本システムのシステム基盤に係る業務や運用の各種処理方式、システム構成、データ配置等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、システム基盤がどのようなになっているか等の侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２３）文書２３（用語の定義）について

当審査会において文書２３を見分したところ、その不開示維持部分のうち、別表２の文書２３に掲げる部分を除く部分には、本システムが装備する機能を推測し得る用語等が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場合、用語等から本システムが装備する機能が想定され、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

他方、別表２の文書２３に掲げる部分には、本システムが装備する機能を推測し得る用語等が記載されているとは認められず、これを公にしても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法５条４号に該当せず、開示すべきである。

（２４）文書２４（用語の定義及び参考文献（認証連携編））について

当審査会において文書２４を見分したところ、その不開示維持部分のうち、別表２の文書２４に掲げる部分を除く部分には、本システムが装備する機能を推測し得る用語等が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分については、その記載内容に照らし、これを公にすると、本システムへの不法な侵入・破壊を意図する者が知り得た場

合、用語等から本システムが装備する機能が想定され、侵入・破壊方法・手段を具体化する上での手掛かりとなるおそれがあるとの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、上記（１）アと同様の理由から、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

他方、別表２の文書２４に掲げる部分には、本システムが装備する機能を推測し得る用語等が記載されているとは認められず、これを公にしても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法５条４号に該当せず、開示すべきである。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法５条４号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条１号及び４号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分は同条１号及び４号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表２に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

本件対象文書

- 文書 1 画面設計規約，帳票設計規約，メッセージ規約
- 文書 2 コード規約
- 文書 3 開発ドキュメント一覧／フォーマット／記載要領
- 文書 4 画面概要設計書
- 文書 5 画面概要設計書（認証連携編）
- 文書 6 帳票概要設計書
- 文書 7 ユースケース定義書
- 文書 8 ユースケース定義書（認証連携編）
- 文書 9 機能概要設計書（制御系機能）
- 文書 10 機能概要設計書（制御系機能）認証連携編
- 文書 11 テーブル定義書
- 文書 12 テーブル定義書（認証連携編）
- 文書 13 データ概要設計書
- 文書 14 データ概要設計書（認証連携編）
- 文書 15 ファイル概要設計書
- 文書 16 CRUD図
- 文書 17 CRUD図（認証連携編）
- 文書 18 外部インターフェイス仕様書
- 文書 19 情報提供等記録開示システムとの接続に向けた機関向け設計ガイド
- 文書 20 情報提供等記録開示システムとのID連携に向けた外部連携先向け設計ガイド
- 文書 21 セキュリティ概要設計書
- 文書 22 システム基盤概要設計書
- 文書 23 用語の定義
- 文書 24 用語の定義及び参考文献（認証連携編）

別表 1

文書	諮問庁が新たに開示している部分
1	<p>〔画面設計規約，画面設計規約（運用者向け画面），帳票設計規約及びメッセージ規約の共通部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし，「変更者」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 <p>〔画面設計規約〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・「はじめに」の部分（1章） ・上表の「ドキュメント名」欄，「システム名」欄，「版数」欄，「日付」欄及び「作成者」欄の記載内容 <p>〔画面設計規約（運用者向け画面）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次（ただし，4章を除く。） <p>「目次（ただし，4章を除く。）」に対応する本文中の項目名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」の部分（1章） <p>〔帳票設計規約〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次 ・「帳票規約」の部分（1章） <p>〔メッセージ規約〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次 ・「概要」の部分（1章） ・「規約」の部分（2章）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次 ・「はじめに」の部分（1章） ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・2章の表の表頭 ・2章の上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
3	〔「フォーマット／記載要領」，「画面概要設計書」，「帳票概要

設計書」，「機能概要設計書（制御系機能）」，「データ概要設計書」，「CRUD図」，「テーブル定義書」，「ファイル概要設計書」，「ユースケース設計書」，「画面詳細設計書」，「帳票詳細設計書」，「共通処理設計」，「AP基盤（制御系）方式設計」，「機能詳細設計書（画面系機能）」，「機能詳細設計書（制御系機能）」，「データ詳細設計書」，「ファイル設計書」，「メッセージ設計書」及び「データベース設計書」の共通部分]

- ・表紙
- ・ヘッダー及びフッターの記載部分
- ・表の表頭
- ・上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄，「版番号」欄及び「版数」欄の記載内容〔「設計標準」〕
- ・全て〔「フォーマット／記載要領」〕
- ・変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。）〔「画面概要設計書」，「データ概要設計書」，「CRUD図」，「テーブル定義書（テーブル一覧，テーブル定義，ER図）」，「ファイル概要設計書」，「画面詳細設計書」，「機能詳細設計書（画面系機能）」，「機能詳細設計書（制御系機能）」，「データ詳細設計書」，「ファイル設計書」，「メッセージ設計書」，「データベース設計書」〕
- ・変更履歴〔「帳票概要設計書」，「帳票詳細設計書」〕
- ・変更履歴
- ・下表の「出力様式」欄，「用紙サイズ」欄，「フォント」欄及び「表示属性」欄の記載内容〔「機能概要設計書（制御系機能）」〕
- ・変更履歴
- ・目次
- ・「目次」に対応する本文中の項目名〔「ユースケース設計書」〕
- ・変更履歴
- ・目次
- ・「目次」に対応する本文中の項目名
- ・「凡例」の部分（2章）

	<ul style="list-style-type: none"> 〔「共通処理設計」〕 ・変更履歴 ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・「はじめに」の部分（1章） 〔「機能詳細設計書（共通）A P 基盤（制御系）方式設計」〕 ・変更履歴 ・「はじめに」の部分（1章）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・修正履歴（ただし、「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
5	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
6	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・修正履歴（ただし、「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容 ・下表の「出力様式」欄，「用紙サイズ」欄，「フォント」欄及び「表示属性」欄の記載内容
7	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次 ・「業務フロー凡例」の部分（2章） ・修正履歴（ただし、「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・フッターの記載部分

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表の表頭
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴 ・ 目次 ・ 「業務フロー凡例」の部分（2章） ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ フッターの記載部分 ・ 表の表頭
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 目次 ・ 修正履歴（ただし、「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容 ・ 更新履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴 ・ 目次 ・ 「本書の位置づけ」の部分 ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容 ・ 更新履歴
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし、「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 修正履歴（ただし、「修正箇所（章・頁）」欄及び「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄、「作成者」欄、「作成日」欄、「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 修正履歴（ただし，「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
1 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 修正履歴（ただし，「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
1 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 修正履歴（ただし，「修正内容」欄の記載内容を除く。） ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄及び「更新日」欄の記載内容
1 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新

	者」欄及び「更新日」欄の記載内容
18	<p>[本編及び別紙①から⑦の共通部分]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし、「変更箇所」欄及び「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・更新履歴（ただし、「変更内容」欄及び「備考」欄の記載内容を除く。） ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・上表の「システム名」欄，「作成者」欄，「作成日」欄，「更新者」欄，「更新日」欄及び「版番号」欄の記載内容 <p>[本編]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・「はじめに」の部分（1章（ただし，1.1から1.3に限る。）） ・「1.4 用語の定義」のうち，「インターフェイスシステム」，「情報照会者」，「情報提供者」，「情報提供等記録」，「情報提供等記録開示システム」，「情報提供ネットワークシステム」，「情報提供ネットワークシステム等」，「特定個人情報」，「特定個人情報保護委員会」及び「特定個人情報名」の用語とその説明の部分 ・「補足事項」の部分（7章）
19	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・目次 ・「はじめに」の部分（1章（ただし，1.1から1.3に限る。）） ・「1.4 用語の定義」のうち，「インターフェイスシステム」，「情報照会者」，「情報提供者」，「情報提供等記録」，「情報提供等記録開示システム」，「情報提供ネットワークシステム」，「情報提供ネットワークシステム等」及び「特定個人情報」の用語とその説明の部分 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭
20	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更履歴 ・ 目次 ・ 「はじめに」の部分（1章（ただし，1. 1から1. 2に限る。）） ・ 「1. 4 用語の定義」のうち，「アカウント」，「シングルサインオン」及び「シングルサインオフ」の語及びその説明の部分 ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭
2 1	<p>〔本編及び別紙1から7の共通部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） <p>〔本編〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目次 ・ 「まえがき」の部分（1章（ただし，1. 1から1. 2に限る。）） ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭
2 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 内容 ・ 「はじめに」の部分（1章（ただし，別紙1-1を除く。）） ・ 「内容」に対応する本文中の項目名 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭
2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 変更履歴（ただし，「変更内容」欄の記載内容を除く。） ・ 目次 ・ 「目次」に対応する本文中の項目名 ・ ヘッダー及びフッターの記載部分 ・ 表の表頭 ・ 「1. 1 用語の定義」のうち，「AP」，「API」，「DB」，「GPKI」，「LGPKI」，「LGWAN」，「PDF」，「URL」，「XML」，「アウトソーシング」，「インターフェイスシステム」，「ブラウザ」，「個人番号」，「個人番号カード」，「住民基本台帳ネットワークシステム全国センタ

	<p>一」，「情報照会者」，「情報提供者」，「情報提供等記録」，「情報提供等記録開示システム」，「情報提供ネットワークシステム」，「情報提供ネットワークシステム等」，「情報保有機関」，「署名用電子証明書」，「署名用電子証明書シリアル番号」，「政府共通ネットワーク」，「政府認証基盤」，「電子計算機」，「特定個人情報」，「特定個人情報保護委員会」，「特定個人情報名」，「利用者証明用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書シリアル番号」の用語とその説明の部分</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・変更履歴 ・目次 ・「目次」に対応する本文中の項目名 ・ヘッダー及びフッターの記載部分 ・表の表頭 ・「1. 1 用語の定義」のうち，「アカウント」，「シングルサインオン」及び「シングルサインオフ」の用語とその説明の部分

別表2

文書	開示すべき部分
23	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.1 用語の定義」のうち、「CMS」、「CSV」、「cron」、「DR」、「FC-IP」、「FTP」、「IAサーバー」、「IF」、「ITIL」、「JPKI」、「LTO」、「MIB」、「MVC」、「OCSPレスポンド」、「RAID」、「SANブート」、「SMTP」、「SOAP」、「SQL」、「W3C」、「Webコンテンツフィルタ」、「XTX」、「アクセスログ」、「アプリケーションログ」、「インターフェイスシステム（開示システム）」、「クラスタシステム」、「クラスタウェア」、「クレデンシャル」、「コアシステム」、「セッション」、「タスクスケジューラー」、「データマイニング」、「デュアルスタック」、「ニックネーム」、「ハイパーバイザー」、「プッシュ型」、「フレームワーク」、「ホットスペア」、「ルーティング」、「ローカルブート」、「ロードバランサー（負荷分散装置）」、「暗号化通信用等電子証明書」、「運用業務」、「運用受託者」、「開発等受託者」、「仮想化技術」、「仮想サーバー」、「仮想化サーバー」、「仮想化ソフトウェア」、「基本4情報」、「機能要件」、「工程」、「公的個人認証サービス」、「国民等利用者」、「自己情報」、「事務」、「受託者」、「証跡ログ」、「情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）」、「情報提供ネットワークシステム（コアシステム）」、「情報保護評価書」、「中間サーバー」、「センター外運用拠点（センター外の運用拠点）」、「ソフトウェア提供ベンダー」、「特定個人情報保護評価」、「都道府県単位認証局」、「任意代理人」、「復代理人」、「物理サーバー」、「民間サービス」、「利用者証明用認証局」、「利用者フォルダー」及び「利用者本人」の用語とその説明の部分 ・「1.1 用語の定義」のうち、「DN」、「チャレンジ」、「整理番号」、「提供許可証」及び「符号」の用語の部分
24	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.1 用語の定義」のうち、「ID連携」、「JPKI認証」、「エンドポイントURL」、「キオスク端末」、「国民等利用者」、「識別子」、「実施認証レベル」、「属性連携解除」、「データ連携」、「トークン」、「トラストフレームワーク」、「認可」、「認可コード」、「認証」、「認証強度」、

	<p>「ブラウザリダイレクト」，「プロバイダID」，「身元識別」及び「要求認証レベル」の用語とその説明の部分</p> <ul style="list-style-type: none">・「1.1 用語の定義」のうち，「ID連携技術」，「仮名」，「クライアントID」，「シークレット」，「属性情報」，「認証方式の保証レベル」及び「要求元システム識別子」の用語の部分
--	--